

農福連携等応援コンソーシアム規約

1 趣旨

本コンソーシアムは、令和元年6月に取りまとめられた「農福連携等推進ビジョン」及び令和6年6月に決定された「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を踏まえて、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を応援する主体であり、会員間の連携により、農福連携等の取組を、農林水産業の発展を目指しつつ、地域共生社会の実現を図る取組として、発信していくことを目的とする。

2 会員

- (1) コンソーシアムの会員は、趣旨に賛同する経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体及び関係省庁等とする。
- (2) 会員のほか、趣旨に賛同する企業・法人等は、賛助会員として、コンソーシアムに参加することができる。
- (3) 新たに会員又は賛助会員（以下「会員等」という。）になろうとする者は、事務局に申し出、幹事会の承認を得るものとする。
- (4) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している企業・法人等からの申請は受け付けないものとする。
- (5) 会員等から会費は徴収しない。
- (6) 会員等が法令や公序良俗に反する行為をしたとき、コンソーシアムの趣旨に反するような行為を行ったと認められるとき、その他事務局が必要と認めるときは、幹事会の決定により、これを除名することができる。
- (7) 会員等は事務局に申し出るにより、退会することができる。

3 活動

コンソーシアムは、次の活動を行う。

- (1) 「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2) 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3) 会員等の連携・交流及び専門的知見やネットワークを活かした課題解決に向けた取組の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供
- (5) その他

4 役員

- (1) コンソーシアムに、会長を置く。
- (2) コンソーシアムに、顧問を置くことができる。

5 総会・幹事会

- (1) コンソーシアムの総会は、毎年1回程度開催し、活動状況の報告、今後の活動計画その他の重要事項の議決を行う。
- (2) コンソーシアムに幹事会を設置する。
- (3) 幹事会は、幹事により構成し、幹事については、追加等の変更を行うことができる。
- (4) 総会及び幹事会には、必要に応じて、有識者の出席を求めることができる。

6 専門部会

- (1) 活動の必要に応じて、コンソーシアムに専門部会を設置することができる。
- (2) コンソーシアムに以下の専門部会を設置する。
 - ・農福連携等企業部会
- (3) 会員等は、専門部会へ自由に参加することができる。
- (4) 専門部会は、活動状況及び今後の活動計画を総会で報告する。

7 事務局

- (1) 事務局は、関係団体及び関係省庁の協力を得て、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課において行う。ただし、コンソーシアムが行う事業について、交付事業者が決定した場合は、それらの協力を得て、当該事業者において事業を行うことができる。
- (2) 専門部会の事務局は、関係団体及び関係省庁の協力を得て、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課において行う。ただし、専門部会が行う事業について、交付事業者が決定した場合は、それらの協力を得て、当該事業者において事業を行うことができる。

8 個人情報の取扱い

事務局が入手した会員等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理する。

9 その他

本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

令和2年3月13日制定
令和2年3月26日改正
令和6年7月26日改正
令和7年8月4日改正